茶會式法
約束
前禮

せしとて、常に庸軒物語すと也、されば早く風爐に上るがよしと、己一編に不被申、利休宗旦などは、二月三月の頃、風呂に致たる咄もあれど、兎角其時候に依事と、庸軒も常に申せしと云り、

〔南方錄二〕茶會案内并會後謝禮之法

客により主により自身行て約し、又は書通にても申入べし、主客のいとまあると、いとまなきとの趣に隨ひ、二三日五七日前にも約すべし、分限親疎によること云に不及、後日の禮も是に准ず、

〔客之次第〕一ちや給るべきの狀うけたる時に、忝候可參と返事に、狀之表其位々に慇懃に書て、忝奉存候、必御參可被下と、此必と云事を文章に書べし、これ數寄之大法を云れるなり、さて則禮にまいるなり、ていゑゆも出合てあふ事よし、對面の時、扨御客は誰、たれ樣ぞと尋て、正客大名高家ならば、則その大名へまいりて、御光儀により御相伴に被仰下候間、被召寄候はゞ可參由御禮申上る事なり、同輩の人ならば、狀にて可申遣なり、扨すきの時刻に成て、大名ならば、よりつけ迄又行て伺公仕たる由申入る、さきへ參相待可申旨被仰出る事なり、又大名とても位によつて、案内なくさきへ行て路地に待申事もあり、同輩の人ならば、いかにも別に路地口へゆきて待事本なり、とかくおそく行事あゑし、○中略

一數寄約束して、雨ふり雪ふりはげしき天氣あるに、亭主より數寄をのべ申べきと申遣事大法なり、客は一入雨面白候、必々參るべしと返事する事本なり、

〔細川茶湯之書下〕一當世の万民、はやる事として、ゑるも云らぬも數奇と號して、茶の湯座敷をこしらへ、大名高家老若共に、懇切をあらはさんため日限をさし、或は不時客人を申入といへ共、初心の者は數奇におそれて虛病をかまへ、斟酌するもの多し、數奇にて呼にて、呼るゝ義は、別而懇切なれば、忝と存參べし、乍去少も不知、不審在之べき事也、但さりがたき用所あらば、其子細委敷ことはるべき也、いやあふの返事慥に申べし、有無の返事あきらかならねば、亭主心元なく存